

特別企画：インボイス制度に関する近畿企業の意識調査

インボイス制度『理解していない』19.1%

～企業負担が重く、反対意見も多数～

2023 年 10 月 1 日から始まる「適格請求書等保存方式」（インボイス制度）は、消費税の複数税率に対応した仕入税額控除の方式である。登録は必須ではないものの、適格請求書を交付するためには、適格請求書発行事業者の登録申請を行う必要がある。

制度開始直後から仕入税額控除を受けるためには、2023 年 3 月 31 日までに登録申請を行わなければならないことから、申請していない事業者は検討・対応が急がれている。

そこで、帝国データバンク大阪支社では、インボイス制度に関する企業の見解を調査した。本調査は、TDB 景気動向調査 2022 年 10 月調査とともに行った。



※ 調査期間は 2022 年 10 月 18 日～31 日、調査対象は近畿 2 府 4 県 4,547 社で、有効回答企業数は 2,002 社（回答率 44.0%）。

※ 本調査における詳細データは景気動向オンライン（<https://www.tdb-di.com>）に掲載している

調査結果（要旨）

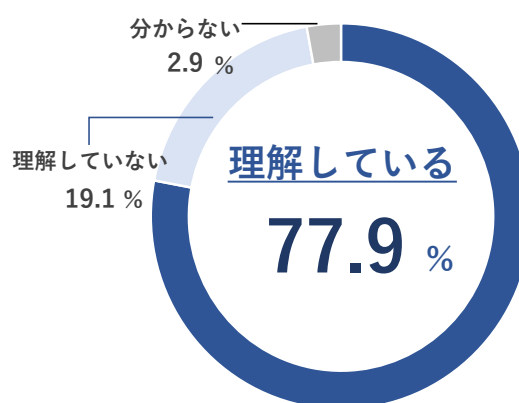
1. インボイス制度について、企業の 77.9%が『理解している』と認識。一方、19.1%の企業が『理解していない』とし、そのうち「言葉も知らない」企業が 0.2%存在した
2. インボイス制度の登録状況については、53.9%の企業が「2022 年 9 月時点までに申請済み」で「2022 年 10 月から 2023 年 3 月までに申請予定」（23.3%）と合わせると、2022 年度中に申請する企業は 77.2%となる見込み
3. 取引先のインボイス制度の登録状況を確認済みの企業は 3.2%にとどまった。そのほか、「現在、確認中」が 25.7%、「制度開始までに確認予定」が 47.7%となった
4. 制度開始後における免税事業者との仕入れ取引について、経過措置期間においては 52.5%の企業が取引を行うと考えている。一方、「分からない」とする企業が 40.9%となり、対応を決めている企業も多く見られた

1. 企業の 77.9%がインボイス制度を理解、理解していないは 19.1%に上り制度浸透は不十分

2023 年 10 月から、仕入税額控除の要件

■インボイス制度の理解

となる「適格請求書等保存方式」（インボイス制度）の開始が予定されるなか、自社におけるインボイス制度への理解について近畿企業に尋ねたところ、企業の 77.9%が『理解している』と認識していた。その内訳は、「ある程度理解している」は 62.8%となったが、「十分に理解している」は 15.1%にとどまった。他方で、企業の 19.1%で『理解し

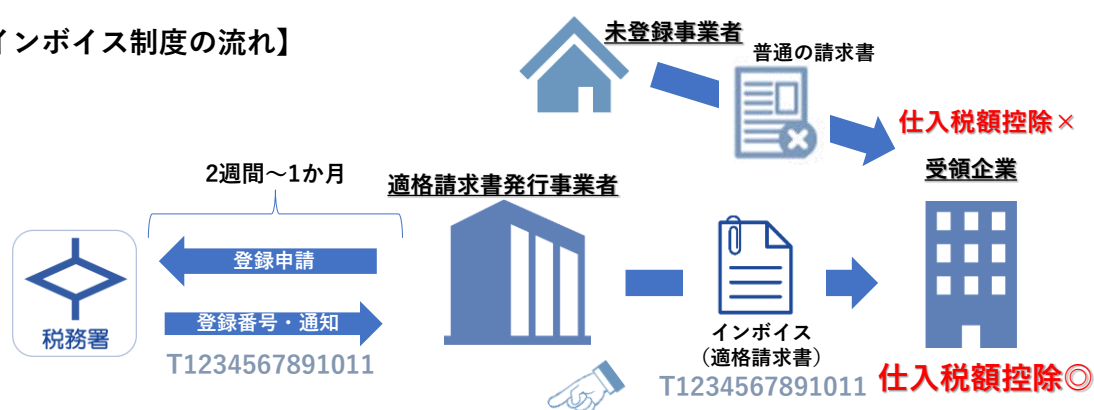


注1：母数は、有効回答企業2,002社

注2：小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とはならない

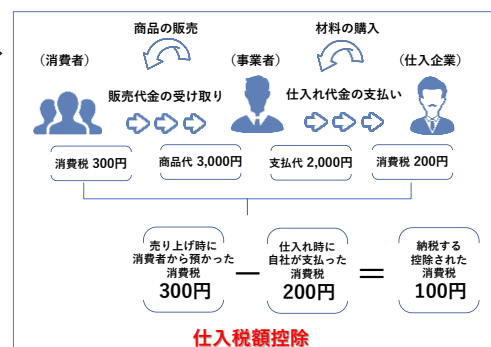
ていない¹とし、そのうちごく少数の 0.2%にとどまるが「言葉も知らない」企業も存在した。企業からは「インボイス制度について全然理解していないため、今後どうすればよいか分からない」（その他サービス、大阪府）といった声が聞かれた制度開始が迫るなかで、十分な理解が進んでいない様子もうかがえる。

【インボイス制度の流れ】



《以下の要件を満たした請求書や納品書を交付・保存する制度》

- ✓ 適格請求書発行事業者の氏名または名称および登録番号
- ✓ 取引年月日
- ✓ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ✓ 税率ごとに合計した対価の額および適用税率
- ✓ 税率ごとに区分した消費税額等
- ✓ 書類の交付を受ける事業者の氏名または名称



¹ 『理解していない』は、「あまり理解していない」と「全く理解していない」と「言葉も知らない」の合計

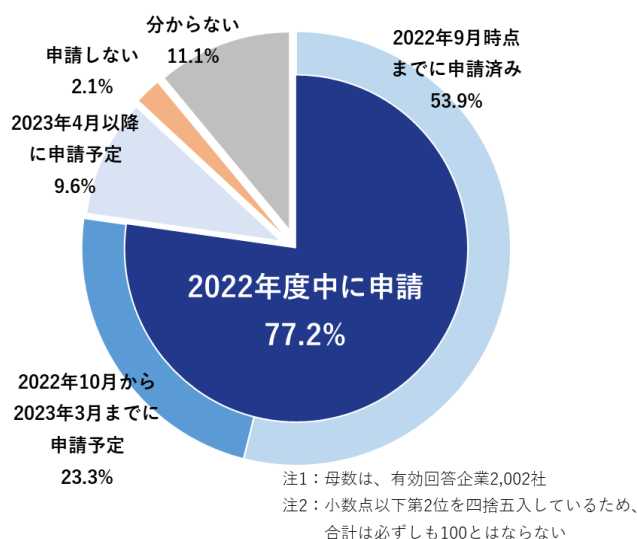
2.インボイス制度、9月末時点で申請済み企業は53.9%

自社におけるインボイス制度の登録状況について近畿企業に尋ねたところ、企業の53.9%で「2022年9月時点までに申請済み」としていた。「2022年10月から2023年3月までに申請予定」(23.3%)と合わせると2022年度中に申請する企業は77.2%となる見込みである。

企業からは「準備期間が短いように感じられた。少しずつ進められると良い」(運輸・倉庫、兵庫県)といった声があがった。

一方で「申請しない」企業は2.1%となった。

■インボイス制度の登録状況



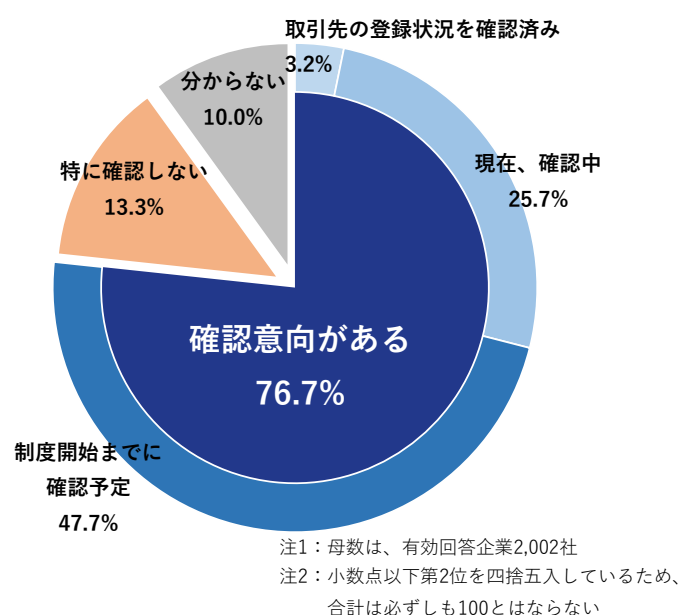
3.取引先の状況を確認する意向がある企業 76.7%。既に確認済みは3.2%

自社の取引先のインボイス制度への登録状況について把握しているか近畿企業に尋ねたところ、「取引先の登録状況を確認済み」の企業は3.2%にとどまった。しかし、「現在、確認中」が25.7%、「制度開始までに確認予定」が47.7%となった。

企業の8割弱で取引先の状況を確認する意向がある一方で、「特に確認しない」とする企業は13.3%となった。

企業からは「インボイス制度の説明や徹底があまりされていないように感じる。中小の企業・店舗が、期間までに果たしてきちんと申請してくれるか疑問」(建材・家具、窯業・土石製品製造、兵庫県)や、「現在仕入れ先・社内業務方針などを調査・まとめ中。大手仕入れ先・販売先は大丈夫と思うが、中小の仕入れ先・販売先が対応できるかやや不安」(機械・器具卸売、大阪府)などの悩みの声も聞かれた。

■取引先の登録状況の確認



4. 免税事業者との取引、40.9%の企業で対応を決めかねている

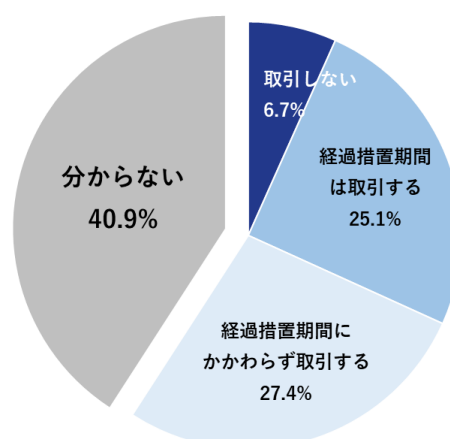
2023 年 10 月の制度開始後における自社と免税事業者との仕入れ取引²について近畿企業に尋ねたところ、「取引しない」企業は 6.7%となった。

一方で、「経過措置期間は取引する」と考えている企

業は 25.1%、「経過措置期間にかかわらず取引する」は 27.4%であった。経過措置期間においては 52.5%の企業で取引を行うとした。企業からは、「建設業では一人親方＝免税事業者が多く、それらとの取引全てをやめるわけにはいかないの、対策を思案中」（建設、大阪府）といった声があがっている。

他方で、「分からない」とする企業が 40.9%と、多くの企業で現時点では免税事業者との取引に関して対応を決めかねている様子もうかがえた。

■ 免税事業者との取引



注1：母数は、有効回答企業2,002社

注2：小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とはならない

まとめ

本調査の結果によると、企業の 8 割弱がインボイス制度を『理解している』ことが明らかとなった。また、2022 年 9 月までに申請済みの企業は半数を超え、2022 年度中に申請が済む企業は 7 割に及ぶなど、多くの企業は 2023 年 10 月からのインボイス制度開始に対して準備を進めていることが分かった。一方で、19.1%は制度を理解しておらず、制度浸透は十分とは言えない。このような状況もあり、小規模事業者の負担を軽減する経過措置を導入する方向で話が進んでいる。

また、取引先の多くに免税事業者を抱える企業においては、消費税の仕入税額控除が受けられない可能性もあり、取引先への対応に苦慮している企業が一定数みられた。そのほか、国による周知が不足しているといった指摘の声も少なくない。

制度開始まで 1 年を切ったなか、中小企業の実態を踏まえたうえでの運用を進めていくことが求められており、今後も周知と同時に、導入への具体的なノウハウを伝えることが肝要だろう。

² 適格請求書発行事業者以外からの仕入れであっても、2023 年 10 月から 2029 年 9 月の期間は、一定の条件のもとで、仕入税額相当額のうち一定割合を控除できる（80%→50%の 2 段階設定）経過措置が設けられている

【取引先に関する企業からのコメント(抜粋)】

- 全体的にわかりやすく解説してほしい。具体的にインボイス制度を導入しないと何が起こるのか？また、インボイス対応をしていない取引先と取引するとどうなるのか？など。(パルプ・紙・紙加工品製造、京都府)
- 個人事業者が多いので非常に取引がしにくい(建設業、京都府)
- 仕入先が多いと準備が大変(飲食料品小売、兵庫県)
- 免税事業者への益税に対して民間の取引先を使って追い込むやり方は汚いと思う(紙類・文具・書籍卸売、大阪府)
- できれば現状のままでずっといきたかった。弊社は業務委託者を多数抱えており、それぞれがインボイスに対する考えが違う。インボイス申請しない人を申請者と同じように取引することはできないので、結果的に委託者が不足すると予想できる(サービス、大阪府)

1. 企業規模区分

中小企業基本法に準拠するとともに、全国売上高ランキングデータを加え、下記のとおり区分。

業界	大企業	中小企業(小規模企業を含む)	小規模企業
製造業その他の業界	「資本金3億円を超える」かつ「従業員数300人を超える」	「資本金3億円以下」または「従業員数300人以下」	「従業員20人以下」
卸売業	「資本金1億円を超える」かつ「従業員数100人を超える」	「資本金1億円以下」または「従業員数100人以下」	「従業員5人以下」
小売業	「資本金5千万円を超える」かつ「従業員50人を超える」	「資本金5千万円以下」または「従業員50人以下」	「従業員5人以下」
サービス業	「資本金5千万円を超える」かつ「従業員100人を超える」	「資本金5千万円以下」または「従業員100人以下」	「従業員5人以下」

注1: 中小企業基本法で小規模企業を除く中小企業に分類される企業のなかで、業種別の全国売上高ランキングが上位3%の企業を大企業として区分

注2: 中小企業基本法で中小企業に分類されない企業のなかで、業種別の全国売上高ランキングが下位50%の企業を中小企業として区分

注3: 上記の業種別の全国売上高ランキングは、TDB産業分類(1,359業種)によるランキング

【 内容(近畿・大阪府)に関する問い合わせ先 】

株式会社帝国データバンク 大阪支社情報部 担当：白浜雄介

TEL:06-6441-3100 E-mail: yuusuke.shirahama@mail.tdb.co.jp

当レポートの著作権は株式会社帝国データバンクに帰属します。

当レポートはプレスリリース用資料として作成しております。報道目的以外の利用につきましては、著作権法の範囲内でご利用いただき、私的利用を超えた複製および転載を固く禁じます。